

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 緊急輸送車両の確認
原権者(委任先) : 三重県知事・三重県公安委員会
法令の定め :
審 査 基 準 : 車両の使用者の申出を受けた三重県公安委員会は、以下の条件のいずれかを満たすこととなると認めるときは、緊急輸送車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 前記1及び2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標準処理期間 : 2日(行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 確認の申出は、交通部交通規制課規制総務係、交通部高速道路交通警察警察隊指導係、警察署交通課又は交通検問所
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係(電話059-222-0110)、警察署交通課
備 考 :